年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年 10 月 16 日答申分

〇答申の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとするもの　　2件

国 民 年 金 関 係　　0件

厚生年金保険関係　　2件

（2）年金記録の訂正を不要としたもの　　2件

国 民 年 金 関 係　　0件

厚生年金保険関係　　2件

（3）年金記録の訂正請求を却下としたもの　　0件

国 民 年 金 関 係　　0件

厚生年金保険関係　　0件

厚生局受付番号　：　近畿（受）第2600367号
厚生局事案番号　：　近畿（厚）第2600064号

第１　結論

請求者のＡ事業所（現在は、Ｂ事業所）における平成16年12月の賞与支払年月日を同年12月15日、標準賞与額を56万6,000円とし、平成18年７月の賞与支払年月日を同年７月10日、標準賞与額を77万9,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月15日及び平成18年７月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月15日及び平成18年７月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生年月日　：　昭和29年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請求期間　：　①　平成16年12月
②　平成18年７月

請求期間①及び②について、Ａ事業所から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ｂ事業所から提出された請求者の請求期間①及び②に係る賞与明細書並びに賃金台帳により、請求者は同事業所から、請求期間①は、56万6,000円及び請求期間②は、77万9,000円の賞与の支払を受け、当該各賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与支払年月日については、Ｂ事業所の回答及び賞与明細書の支給年月日から、請求期間①は平成16年12月15日、請求期間②は平成18年７月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、Ｂ事業所は、当該各期間に係る賞与の届出及び厚生年金保険料の納付について不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号　：　近畿（受）第 2600389 号
厚生局事案番号　：　近畿（厚）第 2600066 号

第１　結論

請求者のＡ社における標準賞与額を令和元年 11 月 20 日は 150 万円、令和２年６月 19 日及び同年 11 月 20 日は 129 万 6,000 円に訂正することが必要である。

令和元年 11 月 20 日、令和２年６月 19 日及び同年 11 月 20 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年 11 月 20 日、令和２年６月 19 日及び同年 11 月 20 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 42 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　令和元年 11 月 20 日
②　令和２年６月 19 日
③　令和２年 11 月 20 日

厚生年金保険の記録では、請求期間①、②及び③にＡ社から支給された賞与が、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているので、当該賞与を年金給付に反映される標準賞与額として記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社から提出された賃金台帳及び給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、同社から請求期間①は標準賞与額の上限額である 150 万円を超える額、請求期間②及び③は 129 万 6,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与から当該各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、Ａ社は、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の当該各期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　近畿（受）第 2600277 号
厚生局事案番号　：　近畿（厚）第 2600065 号

第１　結論

請求期間①について、請求者のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のＢ社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 36 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　平成 18 年６月１日から平成 20 年２月１日まで
②　平成 20 年２月１日から平成 23 年６月１日まで

私は、平成 18 年６月１日から平成 20 年２月１日までの期間、Ａ社の正社員として、Ｃ業務に従事し、支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、請求期間①に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

また、平成 20 年２月１日から平成 23 年６月１日までの期間、Ｂ社の正社員として、Ｃ業務に従事し、支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、請求期間②に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

請求期間①及び②について、各事業所において勤務していたので、当該各期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第３　判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認められることが要件とされている。

請求期間①について、請求者に係る雇用保険の記録、請求者から提出された再生手続開始申立書(小規模個人再生)の控え、その法定代理人とする弁護士及び同僚の陳述から、請求者は、請求期間①のうち、平成 18 年６月１日から同年 12 月 29 日までの期間において、Ａ社に勤務（在籍）していたことが認められる。

一方、Ｄ労働局から提出された請求者に係る雇用保険受給資格者証によると、請求者は、平成 18 年 12 月 29 日にＡ社を離職し、平成 19 年４月 16 日に求職の申込みを行い、同年 10 月 20 日まで失業給付を受給していたことが確認できる。

また、オンライン記録において、請求期間①にＡ社における厚生年金保険被保険者記録のある同僚の一人は、入社と同時に社会保険に加入していなかった旨陳述しているところ、請求期間①の始期前後に同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得している４人の厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格取得日を比較すると、５か月から４年６か月の差が認められることを踏まえると、同社では入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、Ａ社は、請求期間①当時の事務担当者は既に退職しており、当時の関係資料も残っていないため、当時の状況は不明である旨回答している。

加えて、請求者の当時の住所地であったＥ市は、請求者は請求期間①を含む平成５年 12 月 29 日から平成 25 年 12 月 12 日までの期間において、継続して同市の国民健康保険の被保険者であった旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、請求者に係る雇用保険の記録及びＢ社の元事業主の陳述から、請求者は、請求期間②のうち、平成 20 年２月１日から平成 22 年６月５日までの期間において、同社に勤務（在籍）していたことが認められる。

一方、Ｄ労働局から提出された請求者に係る雇用保険受給資格者証によると、請求者は平成 22 年６月５日にＢ社を離職し、同年６月 18 日に求職の申込みを行い、平成 23 年２月 19 日まで失業給付を受給していたことが確認できる。

また、前述の元事業主から提出された請求者に係る給与支払明細書（平成 21 年１月から同年６月まで）を見ると、雇用保険料は控除されているものの、健康保険料及び厚生年金保険料は控除されていないことが確認できるところ、元事業主は、請求者は正社員としての雇用を希望しなかったため、厚生年金保険には加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していない旨陳述している。

さらに、請求者は、請求期間②を含む平成５年 12 月 29 日から平成 25 年 12 月 12 日までの期間において、継続してＥ市の国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号　：　近畿（受）第2600303号
厚生局事案番号　：　近畿（厚）第2600063号

第１　結論

請求期間について、請求者のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生年月日　：　昭和47年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請求期間　：　平成７年４月上旬頃から同年10月上旬頃まで

私は、平成７年４月上旬頃から同年10月上旬頃までの期間において、Ｂ市のＣ駅近くにあったＡ社に事務員として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、同社における厚生年金保険の被保険者記録がなく、納得できない。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　判断の理由

雇用保険の記録によると、請求者は、請求期間のうち、平成７年４月７日から同年７月26日までの期間において、Ａ社における被保険者であることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、Ａ社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成７年11月１日であり、請求期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、Ａ社が厚生年金保険の適用事業所となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同日以前から雇用保険の被保険者記録が確認できる複数の者（請求者が名前を挙げた者を含む。）及び同社の元取締役に照会を行ったところ、回答のあった者のうちの１人は、請求者について、勤務期間は不明だが正社員として事務の仕事をしていた旨回答しているものの、回答のあった同人を含む複数の元取締役のいずれも、請求期間に係る厚生年金保険料の控除については分からない旨回答しており、これらの者から、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがうことができない。

さらに、商業登記の記録によると、Ａ社は平成27年１月20日に解散している上、請求期間当時の同社の代表取締役は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無を確認することができない。

加えて、Ｂ市から提出された平成８年度の市民税府民税課税台帳によると、請求者の平成７年の社会保険料控除額は、1,056円となっており、Ａ社において、請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがうことはできない。

このほか、請求者のＡ社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。